

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 2 月 8 日

ヌワイエス

申請者 氏名又は名称

株式会社 NT

住所

〒530-0057

代表者氏名

大阪市地区 曽根崎二丁目8番5号

電話番号

代表取締役 幸尾 知樹

FAX番号

0120-068-847

メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 12 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者	✓			

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 6年 2月 8日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

株式会社 ネット

〒530-0057

大阪市北区曾根崎二丁目8番5号

代表取締役 中尾 和樹

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役 中尾 和樹 カオ カズキ	
取締役 山本 大介 ヤマモト タイスク	
取締役 信貢 昇 シギヤ ヒラシ	
監査役 山本 朝光 ヤマモト モニツ	
事業の範囲	水道・管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 ハニーズ
上記事業所の所在地	<p>郵便番号 530-0057 住所 大阪市北区曾根崎二丁目8番5号</p> <p>電話番号 0120-068-847 FAX番号 メールアドレス</p>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
山本 大介	第262068号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 6 年 2 月 8 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	パイロカッター 溶接カッター 金切りのこ		2 2 1	
管の加工用の機械器具	マスリ ペイントわじ切削		2 1	
管の接合用の機械器具	パイロンチ フライヤー ラップレンチ カストーチ モンターレンチ		2 2 2 2 2	
水圧テストポンプ	手動ポンプ	T50	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 2 月 8 日

申請者

氏名又は名称

麻永江 人子

住 所

大阪市此花区御殿崎二丁目8番5号

代表者 氏名

代表取締役 中山和樹

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪市北区曾根崎二丁目8番5号
株式会社NYS

会社法人等番号	1200-01-259430
商 号	株式会社NYS
本 店	大阪市北区曾根崎二丁目8番5号
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	令和5年10月26日
目的	1. 管工事業 2. 建築リフォーム工事業 3. 大工工事業 4. 解体、はつり工事業、その他建築土木工事全般 5. 建物設備機器の企画・工事・販売 6. 工事施工管理業務 7. 飲食店の経営 8. 持ち帰り・配達飲食サービス業 9. 労働者派遣事業 10. 前各号に附帯関連する一切の業務
発行可能株式総数	8000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株
資本金の額	金800万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。
役員に関する事項	取締役 中尾和樹 取締役 山本大介 取締役 信貴昇 大阪府松原市天美北三丁目7番6号 代表取締役 中尾和樹

大阪市北区曾根崎二丁目8番5号
株式会社NYS

	監査役 山本朝光
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	設立 令和5年10月26日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和5年11月28日

大阪法務局岸和田支局

登記官

山 口 卓





定 款



栗原司法書士事務所
〒530-0022
大阪市北区浪花町14番33号
電話 06-4963-0100 (代)
FAX 06-4963-0101

株式会社N Y S 定款

令和5年10月10日 作 成

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社N Y Sと称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 建築リフォーム工事業
3. 大工工事業
4. 解体、はつり工事業、その他建築土木工事全般
5. 建物設備機器の企画・工事・販売
6. 工事施工管理業務
7. 飲食店の経営
8. 持ち帰り・配達飲食サービス業
9. 労働者派遣事業
10. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、監査役を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他的一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができ

る者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第12条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

(招集手続の省略)

第14条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障が

あるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(資格)

第21条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第22条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第24条 当会社に取締役2人以上いるときは代表取締役1人以上を置き、株主総会の決議によって定めるものとする。

- ② 代表取締役は社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。
③ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第25条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第27条 当会社の監査役は、1名以上とする。

(監査役の選任の方法)

第28条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の報酬等)

第30条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第32条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないと

きは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第7章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額)

第33条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金800万円とし、その全額を資本金とする。

(最初の事業年度)

第34条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和6年9月30日までとする。

(設立時の役員)

第35条 当会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役	中尾和樹
設立時取締役	山本大介
設立時取締役	信貴昇
設立時監査役	山本朝光

(設立時の代表取締役)

第36条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

大阪府松原市天美北三丁目7番6号
設立時代表取締役 中尾和樹

(発起人)

第37条 当会社の発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額は、次のとおりである。

大阪府松原市天美北三丁目7番6号

中尾和樹
普通株式800株 金800万円

(定款に定めのない事項)

第38条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

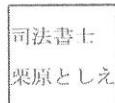
以上、株式会社N Y Sを設立のため、発起人中尾和樹の定款作成代理人である司法書士栗原 としえは、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和5年10月10日

発 起 人 大阪府松原市天美北三丁目7番6号
中尾和樹

上記発起人の定款作成代理人

大阪市北区浪花町14番33号
司法書士 栗原 としえ



同一の情報の提供

提供の日付： 2023年10月26日

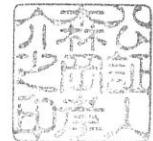
公証人： 12020026 森岡孝介

所属法務局： 大阪法務局

公証役場： 平野町公証役場

大阪市中央区平野町二丁目1番2号

(沢の鶴ビル内)



請求対象の登簿管理番号： 23-1202002602001239

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2023年10月26日

請求対象の処理公証人： 12020026 森岡孝介

所属法務局： 大阪法務局

公証役場： 平野町公証役場

大阪市中央区平野町二丁目1番2号

(沢の鶴ビル内)

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

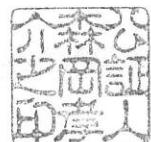
令和5年10月26日

定款認証嘱託人

栗原としえ 殿

大阪法務局所属

公証人 森岡孝介



(平野町公証役場)

電話 06-6231-3513

申告受理及び認証証明書

本公証人は、株式会社 NYS の定款（電磁的記録）を認証するに当たり、嘱託人から、その実質的支配者となるべき者として別紙「申告書」（写し。申告書とともに提出された資料の写しを含む。）記載のとおりの申告を受け、審査の結果、公証人法第62条の6第4項において準用する同法第26条の嘱託拒否事由が認められないと判断して、別紙「電磁的記録の認証」記載のとおり認証をしたことを証明する。



実質的支配者となるべき者の申告書(株式会社用)

証役場名)

平野町公証役場

認証担当公証人 森岡孝介 殿

(商号) 株式会社NYS

成立時に実質的支配者となるべき者の本人特定事項等及び暴力団員等該当性について、以下のとおり、申する。

口5年10月24日

■ 嘱託人住所 (記名又は署名)

大阪市北区浪花町14-33 OMビル301

司法書士 栗原としえ

実質的支配者となるべき者の該当事由(①から④までのいずれかの左側の□内に✓印を付してください。)(※1)

- ① 設立する会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者 (この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。) : 犯収法による収益の移転防止に関する法律施行規則 (以下「犯収法施行規則」という。) 11条2項1号参照
- ② ①に該当する者がいない場合は、設立する会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者 (この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合又は他の者が設立する会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する場合を除く。) : 犯収法施行規則 11条2項1号参照
- ③ ①及び②のいずれにも該当する者がいない場合は、出資、融資、取引その他の関係を通じて、設立する会社の事業活動に支配的な影響力を有する自然人となるべき者: 犯収法施行規則 11条2項2号参照
- ④ ①、②及び③のいずれにも該当する者がいない場合は、設立する会社を代表し、その業務を執行する自然人となるべき者: 犯収法施行規則 11条2項4号参照

実質的支配者となるべき者の本人特定事項等(※2、※3)

実質的支配者となるべき者の本人特定事項等(※2、※3)					暴力団員等該当性(※4)	
住居	大阪府松原市天美北三丁目7番6号	国籍等	日本・その他 (※5) ○	性別	男○ 女 (※6)	(暴力団員等に 該当 非該当)
		生年 月日	(昭和・平成・西暦) 62年12月25日生	議決権 割合	100% (※7)	
氏名	フリガナ ナカオカズキ 中尾和樹	実質的支配者 該当性の根拠資料	定款 定款以外の資料・なし (※8)			

※1 ①の50%及び②の25%の計算は、次に掲げる割合を合計した割合により行う (犯収法施行規則 11条3項)。

- (1) 当該自然人が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合
- (2) 当該自然人の支配法人 (当該自然人がその議決権の総数の50%を超える議決権を有する法人をいう。この場合において、当該自然人及びその一若しくは二以上の支配法人又は当該自然人の一若しくは二以上の支配法人が議決権の総数の50%を超える議決権を有する他の法人は、当該自然人の支配法人とみなす。) が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合

※2 「住居、氏名」欄には、①の場合には、該当する者1名を記載し、②から④までの場合は、該当者全員を記載する。

※3 犯収法施行規則 11条4項によって、上場企業等及びその子会社は自然人とみなされるので、上記自然人の「住居、氏名」欄に、その「住所、名称」を記載する。

※4 実質的支配者となるべき者が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)、国際テロリスト (国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第3条第1項の規定により公告されている者若しくは同法第4条第1項の規定による指定を受けている者) 又は大量破壊兵器関連計画等関係者 (国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第3条第2項の規定により公告されている者) のいずれにも該当しない場合には、「暴力団員等該当性」欄の「非該当」を○で囲み、いずれかに該当する場合には、「該当」を○で囲む。なお、該当する選択肢を○で囲むことに代えて、実質的支配者となるべき者が作成したその旨の表明保証書を提出することも可能である。

※5 「国籍等」欄は、日本国籍の場合は「日本」を○で囲み、日本国籍を有しない場合は「その他」を○で囲んで具体的な国名等を()内に記載する。

※6 「性別」欄は、該当するものを○で囲む。

※7 「議決権割合」欄は、①及び②の場合のみ記載する。

※8 「実質的支配者該当性の根拠資料」欄は、該当するものを○で囲み、定款以外の資料がある場合には、その原本又は写しを添付する。また、実質的支配者となるべき者の本人特定事項等が明らかになる資料も添付する (自然人の場合には、運転免許証、旅券、個人番号カード (マイナンバーカード)、在留カード等の写し等、法人の場合には、全部事項証明書及び印鑑証明書の原本又は写し)。

実質的支配者となるべき者が3名を超える場合は、更に申告書を用いて記入してください。

印影

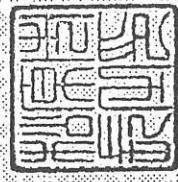
印影



氏名	中尾 和樹	性別	男
生年月日	昭和62年12月25日		
住所	大阪府松原市天美北3丁目7番6号		

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明します。

令和5年10月12日



澤井 宏文

27217202310125000000000000100003333220000117650044

電磁的記録の認証

申請番号： 20231024028451001

認証日： 2023年10月26日

登簿管理番号： 23-1202002602001239

公証人： 12020026 森岡孝介

所属法務局： 大阪法務局

公証役場： 平野町公証役場
大阪市中央区平野町2-1-2

認証文

嘱託人は、本職に対し、設立される法人の実質的支配者となるべき者が中尾和樹である旨及び同人が暴力団員等でない旨を申告した。嘱託人は、この電磁的記録に記録された情報について電子署名をしたことを自認する旨を本職の面前で陳述した。よって、この定款を認証する。

原本と相違ありません。

令和6年2月8日

大阪府 大阪市 地区 審査済 二丁目 8番 5号

株式会社 NYS

代表取締役 中尾 和樹



第一六二〇六八号

給水装置事務技術者免状

本籍 大阪府

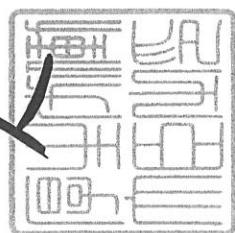
氏名 山本大介

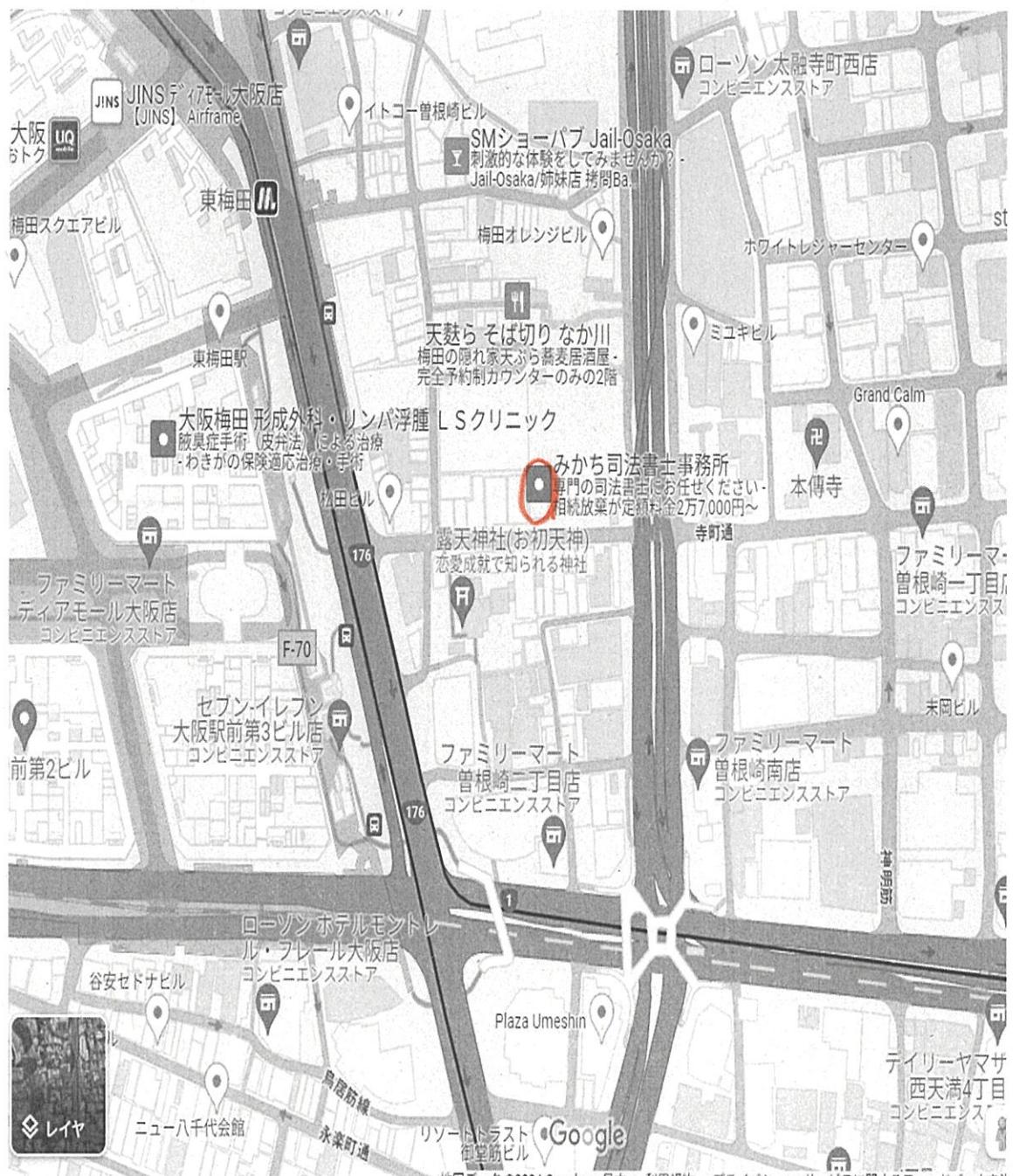
昭和六十二年十二月七日生

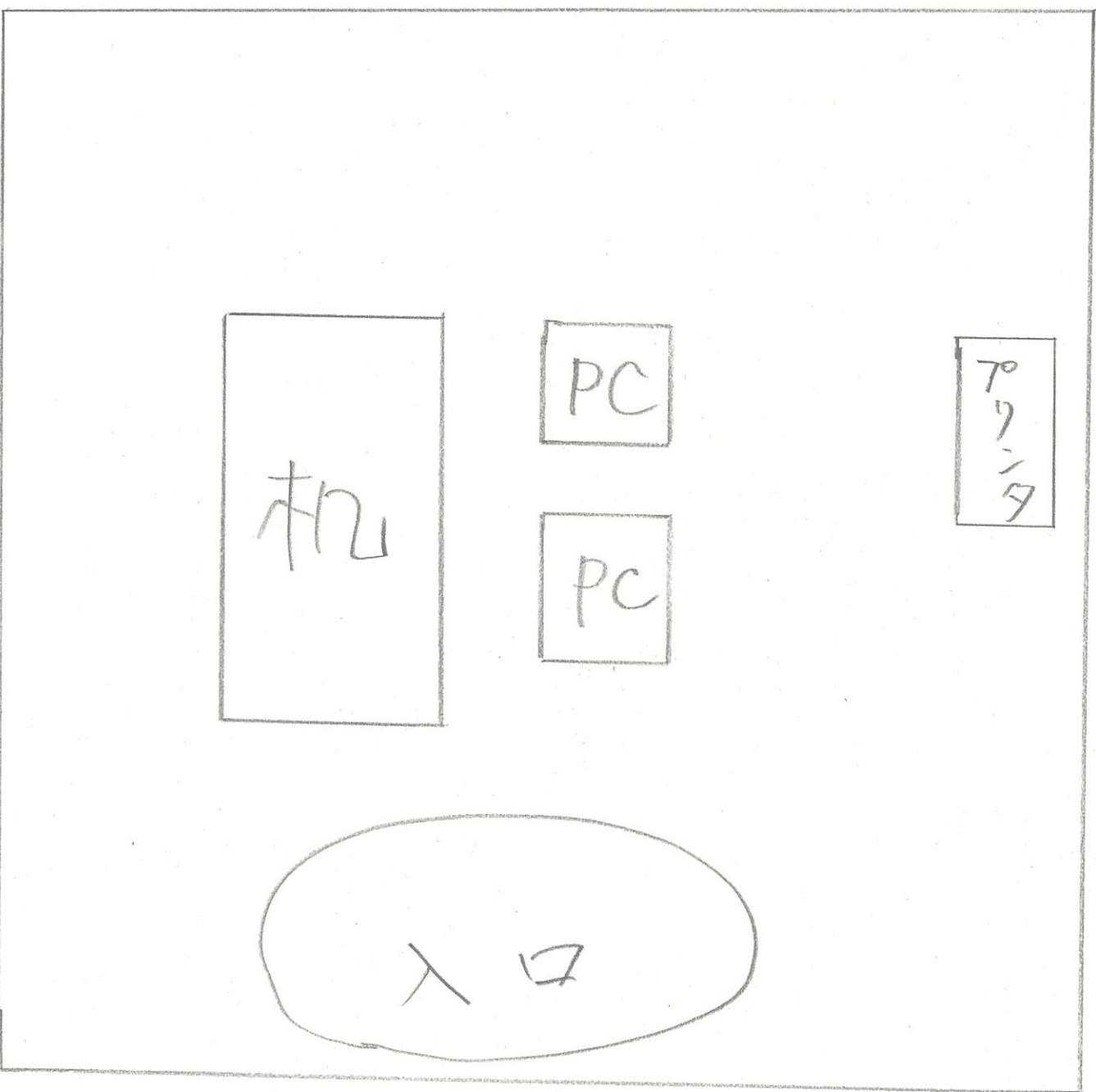
水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置事務技術者
技術者免状を交付する。

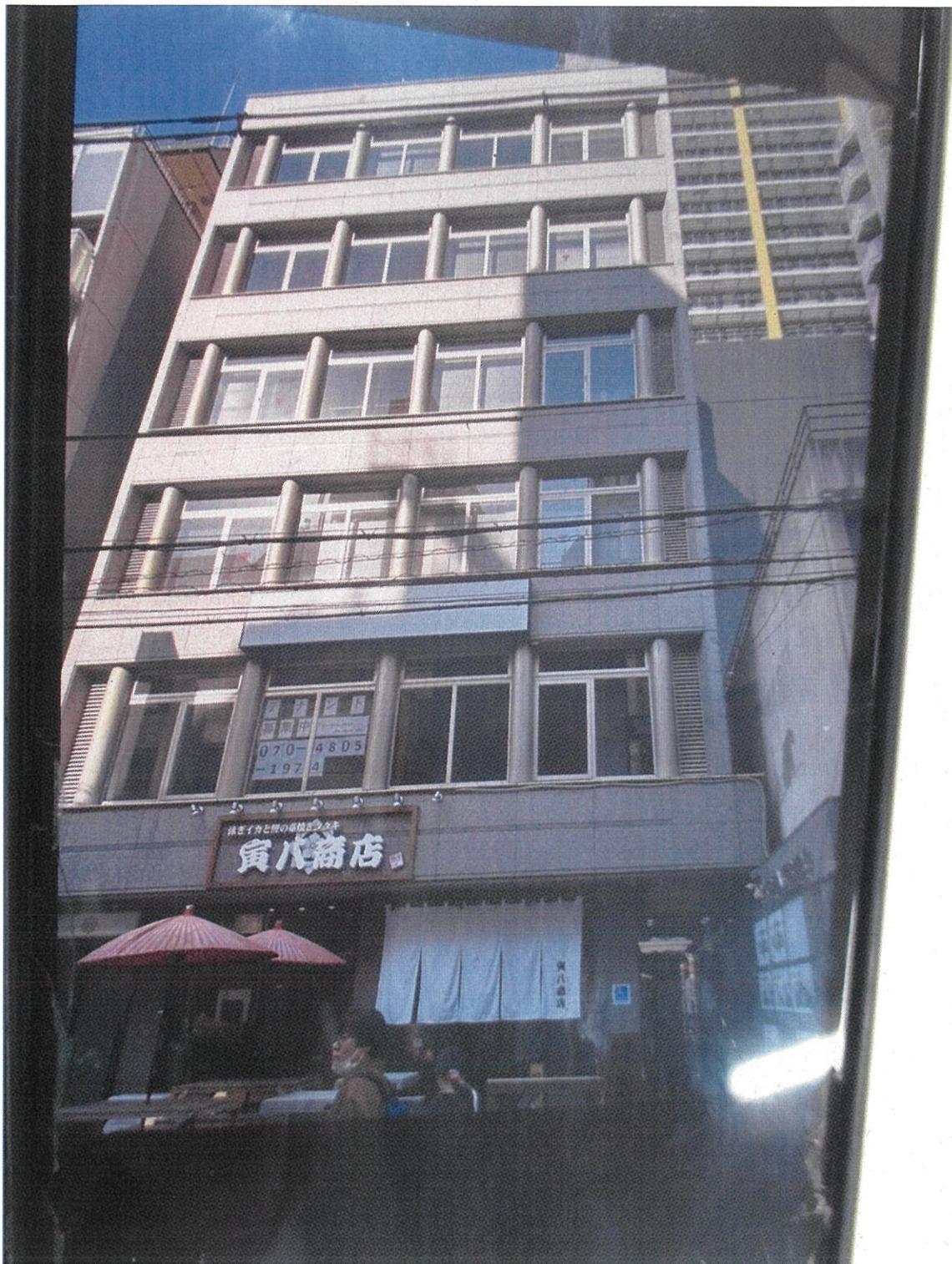
令和三年三月十七日

厚生労働大臣 丹羽 勲











指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 2 月 8 日

申請者 氏名又は名称 ㈱奈江
 住所 大阪市北区御坂町二丁目8番5号
 代表者氏名 代表取締役 中尾 和樹
 電話番号 0120-068-847
 FAX番号
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 12 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	✓
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	✓
14	三郷町 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	✓
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和6年2月8日

届出者 エヌワイエス
氏名又は名称 株式会社 NYS
〒530-0057
住所 大阪市北区 住吉2丁目8番5号
代表者氏名 代表取締役 中尾 和樹
カズキ カズキ
ハサト

選 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解任の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 NYS	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
マユモト ダイスケ 山本 大介	第262068号	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

第二六二〇六八号

給水装置事務技術者免状

本籍 大阪府

氏名 山本大介

昭和六十二年十二月七日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事務技術者
免状を交付する。

令和三年三月十七日

厚生労働大臣 丹羽謙一

